

後志管内小・中学校教職員人材公募実施要項

(平成27年10月23日後志教育局長決定)

第1 目的

この要項は、「後志管内小・中学校教職員人事異動実施要領」（平成14年4月1日後志教育局長決定。以下「実施要領」という。）の趣旨に基づき、人材公募により、教職員が持つ能力や意欲を有効に活用し、学校を活性化することで管内学校教育の充実を図っていくことを目的とする。

第2 公募校の指定

- 1 教育局は、次に該当する後志管内小・中学校の中から、人材を公募する学校（以下「公募校」という。）を指定するものとする。
 - (1) 管内又は各市町村における学校教育の推進に必要な取組を行う学校
 - (2) その他適当と考えられる取組を行う学校
- 2 教育局は、公募校が行う取組を決定し、市町村教育委員会に周知する。
- 3 公募校の指定を受けようとする学校を所管する教育委員会は、別紙計画調書を作成し、教育局に提出する。
- 4 教育局は、計画調書の内容を検討の上、公募校を指定し、公募校を所管する教育委員会に通知する。

第3 教職員の応募手続き

- 1 教育局は、公募校の指定後、次に掲げる事項を明示した人材の公募に関する案内を作成し、市町村教育委員会を通じ教職員に周知する。
 - (1) 取組内容
 - (2) 公募校
 - (3) 応募資格（職種等）
 - (4) その他必要な事項
- 2 応募を希望する教職員は、学校職員個人調書にその旨を記載し、所属校の校長を経由して所属校を所管する教育委員会へ提出する。

所属校の校長及び教育委員会は、応募を希望する教職員の学校職員個人調書に意見を記入する際、応募についての意見も記載するものとする。

第4 対象者

後志管内の小・中学校に勤務する教職員のうち、それぞれの公募校の応募資格に該当する者とする。

第5 選考方法等

- 1 教育局は、応募のあった教職員について書類審査の上、公募校を所管する教育委員会及び公募校の校長とともに面接を行うことにより選考する。
- 2 選考の結果については、決定後速やかに、応募者の所属校を所管する教育委員会を通じ応募者に通知するとともに、公募校を所管する教育委員会に通知する。
- 3 選考の結果、適任と認められた者は、原則、翌年度の定期人事異動で公募校に配置する。

第6 その他

この要項に定めのない事項については、後志教育局と後志管内の市町村教育委員会が協議の上決定するものとする。

附 則

この要項は、平成27年10月23日から施行する。